

平成 21 年 6 定 文教常任委員会

高橋委員

おはようございます。公明党高橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に奨学金制度について伺ってまいりたいと思います。

高等学校の奨学金につきましては、本年度通常予算で確か 14 億円強、4,000 人程度の対象者、また、昨年のリーマンショックを受けての緊急経済対策特別奨学金の設置ということで承知しているところですが、まずはじめに、細かく質問をさせていただく前に、高等学校奨学金の制度概要をもう一回振り返らせていただいて、併せて今年度の奨学金について応募件数、採用者の数、それから公立、私立の内訳等について確認させてください。

高校教育課長

まず、高等学校奨学金の制度の概要というお尋ねでございますが、高等学校奨学金につきましては、まず住所要件といたしまして、県内に在住して県内の高等学校等に在学している生徒の方、また保護者が県内に在住している高等学校等の生徒の方。この場合、県外の学校でも可能ということでございます。このような方の中で学資の支援が必要な方に奨学金を貸し付けているということでございます。

応募要件でございます。まず所得がございまして、所得につきましては主な生計維持者の年間所得から、世帯の状況によりまして、特別控除額を差し引いた認定所得というのを私ども定めておりますけれども、この認定所得が 554 万円以下の方というふうにしております。この 554 万円というのは、4 人家族の一般のお勤めしている方の世帯ですと、年収約 800 万円程度ということでございます。

次に、成績要件でございますが、成績要件は 1 年生及び生活保護世帯の方については特に設けておりませんが、2 年生以上の生徒に対しましては、前年度の全科目の評定平均値が 3.0 以上の方というふうになっております。

貸付月額でございますが、国公立学校につきましては月額 2 万円、私立につきましては、月額 4 万円となっております。

卒業後返還していただくわけでございますが、返還につきましては卒業後 6 箇月たった後から、貸付期間の 4 倍、3 年間借りた方は、最長 12 年をかけた期間で返還をお願いしております。利息はございません。

また、返還猶予等がございまして、卒業後に大学等に進学した場合、また進学準備をしている場合などは、申請をしていただかなければいけませんけれども、申請をしていただければその間は返還猶予ということになっております。

また、返還免除がございまして、職による免除と成績による免除の二つがございまして。職による免除でございますけれども、県内で看護師、介護福祉士などの職に就いて貸付期間に相当する期間、良好な成績で勤務した場合には、返還を免除しております。また、成績による免除でございますが、世帯収入が 500 万円以下の方で卒業時の評定平均値が 4.6 以上の方、あるいはスポーツ活動、文化活動で全国大会出場をして、功績が顕著である場合には返還を免除しております。

今年度の奨学金の応募状況でございますけれども、通常の一一般の定期募集の方でございますけれども、応募者が 4,238 人という状況でございます。うち公立が 1,809 人、私立が 2,429 人の応募でございます。採用された方が 3,837 人、この採用された方のうち公立が 1,711 人、私立が 2,126 人となっております。現時点で不採用の方は 401 名ということでございます。ただ、例年、併給を認めない他の奨学金等を受けておるなどの理由で辞退する方が出てまいりますので、今後 100 名前後の方の辞退が出ると、例年そういう状況でござ

ございますので、最終的な不採用はこれより減少するかというふうに考えております。

また、先ほどお話ししました緊急経済対策でやっております、リーマンショック以降保護者の方の失業等によって家計が急変した方に対する奨学金でございますけれども、もう既に72人応募がございまして、72人全員に貸付けを決定していると、こういう状況でございます。

高橋委員

そうしますと、この応募者数が4,238名で採用者数が3,837名、つまり不採用者数が401名ということですが、この401名の方、通常のケースでは100人ぐらいの辞退があるということなんですが、それにしても今の経済情勢を考えますと、例年とは少し違う感覚を持っていなくてはならないのかなと、こういうふうにも思うわけです。特に気になるのが、不採用の401名の方は当然認定資格があったということによろしいでしょうか、確認の意味で伺っておきます。

高校教育課長

おっしゃるとおりです。認定資格につきましては応募要件を満たしている方ということでございます。

高橋委員

認定資格を満たしていて不採用というのは、やはり考えようによっては、期待している方にとってみれば、なぜ不採用なんだと、こういうふうに単純に考えると思うんですね。私がもしその立場だったら、やはりこれは何とか救済してほしいなど。学ぶ機会を担保してほしいなど、こういうふうに考えると思うんですけれども、ここで401名の方を、またそれ以上の方が出てくるかもしれない。こういうことについて奨学金制度というものをしっかり充実させていかなければいけないと、こういうことで国でも補正等で取り組んでいくことは承知しておりますけれども、本県においてもやはりこの奨学金制度、効果はこれまで出してきた、より多くの生徒に学びの機会を担保してきていることは十分評価しておりますけれども、一層の効果的な運用をしていくことが大事であろうと、こういう視点に立って何点か確認させていただきたいと思っております。

まず、この奨学金の返還状況について伺っていきたくと思っておりますが、この貸付金の返済について、ここ数年の状況について伺っておきたいと思っております。

高校教育課長

返還につきましては、一時期非常に返還状況が芳しくない時期がございまして、平成17年度には返還率が50%を割り込むという状況がございました。平成18年度から私ども高校教育課全課体制で電話督促の実施、平成19年度からは簡易裁判所を通じて支払督促を実施するなど、返還金確保への取組を強化して、返還率が今上昇しているという状況でございます。

具体的に申し上げますと、平成17年度は返還率が47.8%、18年度が54.7%、19年度が62.8%、20年度でございますけれども、収入調定額2億7,157万余円に対しまして、返還額1億8,438万余円がございまして、パーセンテージで申し上げますと67.9%という状況でございます。

今後も返還につきましては、私ども返還率を上げるべく全課体制でまた取り組んでいきたいと考えております。

高橋委員

こういった返還を間違いなくしていただかないと、奨学金制度の根幹を揺るがしかねない問題につながってしまうと。返還をしていただくことによって原資が担保されると、こういうふうに承知しているわけですがけれども、特に今もありました様々な全課体制で努力いただいて返済率を上げているということなんですけれども、他県の例を調べてみましたけれども、様々に借りやすく返しやすいくということを念頭に置いているのかなと思うような制度もあるわけですがけれども、本県の奨学金は貸付けの申込みをする際に、先ほどの説明ですと2人の保証人を立てる必要があるわけですがけれども、今申しました他県の例などを踏まえてどのような違いがあるか、もし状況を把握していらっしゃれば伺ってみたいと思います。

高校教育課長

私ども貸付申込のときに、連帯保証人として2人の方をお願いしております、奨学生は未成年、ほとんど未成年が多いんですけれども、高校生でございますので、お一人は保護者の方をお願いしております。もう一人の連帯保証人につきましては、奨学生と生計を別にしておられる方をお願いしております。

他県の状況でございますけれども、教育委員会で今貸付け及び返還もすべて取り扱っている県につきましては、ほとんどの県で連帯保証人または保証人を2人必要としてございます。ただ、一部の県で奨学金の貸付業務を金融機関に委託している県とか、財団で実施している県につきましては、保証人を不要としたりあるいは保証人を1人というふうに行っているところも、若干でございますが、あるというふうに承知しております。

高橋委員

この返還率の低さといいますか、先ほど答弁にもありました平成17年度が47.8%、それから18年度、19年度を伺いしても54から55%という状況から見ますと、全課体制でやっているとはいえ保証人制度が功を奏しているのかなと、こういうことも考えてしまうんですけれども、それよりも今答弁にもありました、ある面では民間にできるところは民間に任せて、金融機関の信用情報等を活用して返済率を上げていくような仕組みというのはどういうふうにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

高校教育課長

そういう委託をしているところもあるということは承知しておりますし、私どもはそういう状況について、実際にその自治体の方に電話等でもお伺いしたこともございます。ただ、委託する場合に、やはり莫大な費用がかかるということ、そういう予算的なものもございまして。昨年1年かけて奨学金のシステムを改修いたしましたして、今まで私どもの方は半年払か年払で奨学金をお返しいただく、また私どもの方で納付書を送りまして、金融機関に直接お支払に行っていただくと、こういうふうな形をとっておりますので、なかなかお仕事を持っている方ですと金融機関に行く時間がないとか、また失念してしまったりするということもございましたので、今システムの改修が終わりまして、この秋から、毎月払、また金融機関の口座振替、これを可能にいたしました。今御指摘のあった返しやすいくという部分も含めまして、システムの改修をやりましたので、この効果を見て、また検討したいというふうに考えています。

また、返還率が低いわけでございますけれども、ただ、何年かたちますと、その年はお返しただけなくて、二、三年たってお返しいただくということで、最終的には9割を超える返還率は維持しているということでございます。その際に、やはり連帯保証人の方に御協力をいただいて、返還率がかなり上がったと、こういう実績もあるということでございます。

高橋委員

そういうふうには先ほど申しましたけれども、借りやすく返しやすい、これは今の経済状況下では大事なことかなというふうに思います。今ありましたように、金融機関で一層返しやすいシステムがこの秋からできるということなんですが、これはコンビニ等でも手軽に返せるということで解釈してよろしいですか。

高校教育課長

コンビニのシステムは導入しておりません。御本人の口座振替で月々の返還は可能、要するに月々御返還いただきますと1回に返す額が少なく済むと、こういうことでございます。

高橋委員

返しやすい仕組みということで、コンビニ等も今後は是非検討していただきたい。納税についてもそうですし、そういうのが今の時流なのかなということで理解しているところでございます。

今最後に、累積返還率は上がってきているんですよということをお話しいただいたわけですね。90%を超えてきていますということで、当該年度では返還率が低いけれども、追っ掛けで累積で返還率が上がってきているということの答弁が最後にあったと思うんですが、参考までにここ数年間の累積返還率はどういう推移になっているか、確認させていただきたいと思います。

高校教育課長

累積返還率でございますけれども、平成17年度につきましては82.9%の累積返還率でございます。それから、平成18年度も同じく82.9%ということでございます。過去に、平成15年度に90.3%という時期がございましたが、ここ数年調定額が非常に増えていると。要するに予算的に申し上げますと大幅に増えましたので、その関係で累積返還率、額としては非常に増えているんですけれども、率としては80%前半で推移していると、こういう状況でございます。

高橋委員

やはり累積してきている、調定額が増え続けているということは、これは一つ先ほど申しましたこの原資を確保していくという意味では、大変重い意味を持つと思いますので、しっかりここを留意して、施策の展開をお願いしたいと思うんですけれども、不納欠損というのはどういう状況になっているのか確認させていただきたい。

高校教育課長

奨学金の債権の欠損でございますけれども、奨学金の債権につきましては私法上の債権とされておりまして、消滅時効が10年間となっております。欠損となりますものは、返還の督促を行っても転居先が不明となり、連帯保証人についても所在が分からない方、あるいは返還したくても財産等が全くない、こういう方々の場合でございます。

最近の欠損状況でございますけれども、昨年度、平成20年度に欠損となったものはございませんでしたが、平成19年度に160件、額にしますと3,600万ほどの欠損処理をいたしました。

高橋委員

3,600万円という、国公立の場合で考えると2万円ということですから、年間24万円とすると、やはりそれ相当の数の方の奨学金の原資になるわけですし、10年で不納欠損処理しましたよと、そういうふうに言ってしまうとそれで済むんですけども、これはなかなかゆゆしい問題だなと。取れないものは取れないでしょうがないでしょうという論理もある反面、やはり借りたものは返すという、そういう教育的な観点というのは非常に大事な点です。ですから、これは奨学金を借りるときに、将来返すものですよと。こういうことが教育におけるやはり忘れてはならない視点ではないかなと思うんですけども、そういうことというのはどういうふうにお考えですか。

高校教育課長

御指摘のとおり、やはり貸し付けるときに学校の方で十分に、将来これはきちんと返していただくと。これは国公立も私立も同じでございます、もちろん県立高校につきましては私ども直接の管轄でございますので、県立学校につきましては十分な指導を行っております。ただ、私立につきましても、私ども直接は管轄しておりませんが、県民部の学事振興課を通じまして、私学協会等に働き掛けて、きちんと卒業後はお返しいただくということについて、今徹底をしているところでございます。ここ数年徹底したこともございまして、返還率も上がってきたということもございまして、

また、学校の方も非常にこれは公私立を問わず御協力を、返還についてはいただいているという部分もございまして、今後もこの辺の周知を徹底して返還率を上げていきたいというふうにお考えしております。

高橋委員

そういう教育的な視点を忘れないで取り組んでいただいていると思いますけれども、社会保障ではありませんけれども、全体でカバーし合って現行制度を維持しているという、そういう部分のことは、教育的な視点で是非取り組んで御指導いただければ有り難い、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

これは今、奨学金のことは教育委員会、教育局だけに限りませんが、本県の金融制度全般に及ぶ話だと思うんですけども、これはやはりトータルな仕組みを県の財政当局も含めて再構築していかなければいけないのではないかなと思うんですけども、どういうふうにお考えか、他部局との関係もありますので、教育長から何か提言するものは考えていないのか確認をしておきたいと思っております。

教育長

奨学金は、これから勉強をする多くの方々のために財源として有しているものでございますので、きちっと勉強を修了した後お返しいただきたいということで、そのシステムはきちっと確立していきたいと考えます。

それから、県全体の徴収の話につきましては、やはりお貸ししたものについてはきちっとお返しいただくような、今委員のお話にあった返しやすい、コンビニの話も出ましたけれども、納税についてもコンビニでできるということで、いろいろな形で返しやすいシステムについて県全体で検討していると。

それから、教育の立場といえども、ちょっと全体のシステムは総務部のお考え、私にはどうこうというあれはございませんけれども、教育の立場で言えば、やはり子供たちにきちっと社会性、要は自分が社会参加した暁には、奨学金も社会から出ているわけでございますので、社会から借りたものについては、きちっと社会貢献という形でお返しいただくと。

免除規定も社会に貢献するような介護福祉士だとかそういうものについては免除するという規定を持っておりますので、教育の中でそういう税の話ですとか奨学金の話について

も、さっきのお話にあったように、きちっと返すものは返すという指導を徹底すると。教育委員会としては、お答えになっているかどうか分かりませんが、そういう姿勢でいきたい。

高橋委員

是非そういったことで奨学金として、先ほど来申していますけれども、この401名の方が取り急ぎ救済の対象ということを考えますと、喫緊の課題だなということを強く申し上げておきたいと思います。急いで9月議会にでも新たな仕組みができますように、直ちに救済できますように強い要望をしておきたいと思います。

続きまして、一方で高等学校の授業料の減免という制度もありますので、この内容について併せて伺っておくとともに、過去3年間の減免実績も伺っておきたいと思います。

教育財務課長

まず、高等学校授業料の減免制度の概要でございますけれども、まず全額免除という制度がございますが、これは生活保護を受けられている方あるいは生活保護相当の方ということで、生活保護の仕組みを活用して、収入認定額が生活保護基準の1倍以下の方が対象になっております。それと、例えば保護者の方が災害を受けたりあるいは亡くなったりけがをされたり、そういうことでなかなか生徒の学資の支弁が困難になった場合、これは事由の発生1年以内であれば1.5倍まで全額免除、その後は1倍に戻すというような形で救う、こういったような方々が全額免除の対象になっております。

そのほか半額免除という制度もございます、これは今生活保護基準のお話をいたしましたけれども、1倍から1.3倍の間の方が半額免除というような制度でございます。

それから、3年間の免除の状況というお話でございました。過去3年間の実績でございますけれども、まず平成18年度は7,336人の方が全額ないし半額免除でございました。平成19年度は7,618人、平成20年度は8,188人でございました。

高橋委員

今、免除者の全額、半額免除の合計数を伺ったんですけれども、大体免除金額、今過去3年間どうなっているのか伺うとともに、一方で免除という考え方とともに未納という考え方もあると思うんですね、未納状況。これも併せてお示しいただけますでしょうか。

教育財務課長

まずはじめに、授業料免除者の免除額ですけれども、免除額のトータルは平成18年度が6億8,100余万円です。平成19年度が6億7,600余万円、平成20年度が7億1,600余万円という状況でございました。今のが免除額です。

それから、授業料の収入未済額でございますけれども、これは過去3年間でお話しさせていただきましたと、平成18年度が4,123万余円でございます。平成19年度は5,055万余円でございます。平成20年度は6,990万余円というような状況でございました。

高橋委員

今伺ってみますと、過去3年間で高等学校の授業料免除者数、金額及び授業料の未納額の過去3年間の推移、いずれも年々増加しているという状況でございます、平成20年度は7億円強という免除額ということでありますけれども、こういった状況を県教育委員会としてはどのように受け止めておられるのか伺います。

教育財務課長

私どもといたしましては、不況がこのところ続いているということで、その御家庭の経済的な理由などによって、授業料の納付困難な方が増えているのではないのかなと感じているところでございます。

そこで、私どもまず減免制度、これはこの基準に合えば必ず減免、免除いたしますので、こうした制度の周知に努めているところですが、引き続き周知をしていく。それと、一方で未納の関係の方、これは負担の公平性からいって、お支払いいただける方からはきちっといただかなければいけませんので、ここら辺の督促については更に強めてまいりたいと考えております。

高橋委員

先ほど来幾つか伺ってまいりましたけれども、今答弁にもありました減免制度の周知ですね、これにつきましても、やはりその都度の対応が問われるのではないかなと。どのぐらいのスパンでといいますか、どういうときに減免制度の周知をしているのかなということとともに、場合によってはこういったことが不登校の要因になっていないかなとか、また、退学してしまう要因になっていないかなと、こういうことも考え合わせますと、どういうところで適切なリカバリーをして周知を徹底しているのかなということが非常に気になるんですけれども、一層の周知の充実についてはどういう方策を考えているのか、具体的に伺っておきます。

教育財務課長

委員御指摘のとおり、家計の状況によっていろいろ生徒にストレスがあるようなことは避けなければいけないと考えておまして、やはりきちっと周知をして、免除できる方には免除をする。例えば、奨学金も含めて支援する必要がある場合には支援する、こういうことが大切だと考えております。

そこでまず、事前の周知ということで、これは中学3年生が対象なんですけれども、例年7月に高校入試の募集案内、これは公立中学校3年生全員にお配りしているものがございます。また、11月の志願のとき、これも全員にお配りしているわけですが、この中にこうした授業料の減免制度、また奨学金もそうですけれども、必ず周知しているところでございます。

また、高校に入った場合、大体各校で3月ぐらいに入学者、新入生の説明会を開きますので、これは学校の方で、例えば新入生の手引にこういった減免制度など記載しながら、お知らせしていただいているところです。

さらに、在校期間も、これは授業料ですと年3回口座引き落としがございまして、その都度いつまでにこういう口座引き落としがありますよとお知らせをするわけですが、その通知の中にも経済的な事情がありましたら授業料減免制度、奨学金制度がございましてので御連絡くださいと、こういったこともきめ細かく周知をしているところですが、いずれにしても、今リーマンショック以降ますます厳しい状況が続いてございますので、こういった周知について更に強めてまいりたいと考えております。

高橋委員

一層の周知をお願いしたいと思っております。その都度適切に行っていただいているとは思いますが、やはり学校の教育現場のところが窓口になるわけですから、教育財務課の答弁が本当に県内の学校に周知徹底されるように、例えば各学校においてそういう創意工夫がされていれば、そういう情報も現場の意見を是非水平展開できるような仕組みを構築していただきたいということを、強く要望させていただきたいと思っております。

次の質問をさせていただきます。

それでは、付託されております条例改正に関しまして、職員の退職手当に関する条例改正ということで何点か伺ってまいります。この改正内容について改めて確認させていただきます。

教職員課長

今回付託されている議案の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、この概要につきまして御説明をさせていただきます。

現行制度では、退職後に在職期間中の行為で禁固刑以上の刑に処せられた場合にのみ退職手当の返納を求めることができる、命ずることができる、こういう制度となつてございますけれども、改正後につきましては、在職中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、こういった場合も返納を命ずることができるとするものでございます。

また、退職手当をいったん支給した後に職員が死亡した場合であっても、在職期間中の行為、懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認めた場合には、遺族等に対しても返納を命ずることができるとするものでございます。

なお、返納命令等を受ける退職者等の権利保護ですとかあるいは手続の適正化、こういった観点から、第三者機関が関与することが適当ということであることから、任命権者が返納等の命令を行うときには、人事委員会の意見を聞くということになってございます。

高橋委員

今御説明いただきましたが、最近の懲戒免職の処分状況が気になるところであります。この学校点検・評価表の42ページにも示されておりまして、過日自民党さんの質問でもこの件数についてはたしか答えがあったと思うんですが、最近の懲戒免職処分の人数と内容について改めて伺いたいとともに、種類の内訳についても人数と内容を詳細に教えてください。

教職員課長

過去3年間、平成18年度から20年度までの3年間でお答えをさせていただきたいと思っております。懲戒免職処分を受けた職員の人数でございますけれども、平成18年度が10人、それから平成19年度が9人、平成20年度が5人ということで、合計3年間で24人でございます。それから、その内容でございますけれども、女子児童・生徒ですとか女性職員への不適切な行為によるものが16件ございました。それから酒気帯び運転、これが5件でございます。それから窃盗が3件、以上合計で24件という状況でございます。

高橋委員

それでは、今御説明がありました今回の条例改正における新制度でございますが、これはいつ退職される職員から適用になるのか、確認をさせていただきます。

教職員課長

この改正条例の施行日でございますけれども、公布の日から施行することとしておりますので、公布日以降の退職者から適用になるというものでございます。

高橋委員

施行日以降に退職した者が条例改正前に起こした懲戒免職相当の非違行為についても、返納等の処分対象となるのか確認させていただきます。

教職員課長

施行日以降に退職した者につきまして、在職期間中に懲戒免職相当の非違行為があった場合、この場合に返納等の処分の対象となるというものでございますので、施行日以前の在職中の行為であっても該当になるということでございます。

高橋委員

そうしますと、この施行日がいつかという問題もありますが、施行日前の非違行為であっても、改正後の条例適用になるということなんですけれども、施行日からさかのぼって何年前までの非違行為が問われることになるんですか。

教職員課長

施行日にかかわらず、施行日以降に退職した者について適用になるということでございますけれども、その退職した者の在職期間中の行為が返納処分の対象になりますので、その方が退職したときに施行日以降である、その方が在職中に非違行為があったと。それがその職員が採用された以降の話になりますので、そこまでさかのぼることになります。

高橋委員

5年間の時効はないんですか。

教職員課長

今回の条例改正によりまして、退職した後に在職期間中の懲戒免職相当の行為が発覚した場合には、退職後5年以内であれば退職者本人に対して返納を命ずることができるというものでございますので、退職後5年以降に、在職中の行為で、それが懲戒免職相当に当たるとということが分かっても、それ以降は追及できないと、こういうものでございます。

高橋委員

施行日以後に退職して、退職後5年間の間、明らかにならなければ時効になると。施行日以後の退職で、施行日以前の非違行為は時効がないということよろしいですね。

教職員課長

お話しのとおりでございます。最後の、時効がないというよりは、在職中の行為が該当になりますので、採用日以降はすべて対象になると。言い換えれば、委員お話しのように時効がないということにつながるかと思います。

高橋委員

極めて個人的な話で、対象の方には失礼かと思いますが、先日の新聞報道によりまして、3年前に懲戒処分を受けた茅ヶ崎市の職員について、公平委員会の裁決に基づいて懲戒免職処分が停職6箇月に修正されたということが報じられておりました。こうした事例を踏まえますと、処分に当たっては当然のこと、かなり慎重な判断が求められるということは当然だと思いますが、今回の条例改正によりまして、退職手当の返納等の処分があった場合、それに対して不服申立てができる制度は当然用意されていると思いますが、確認させていただきます。

教職員課長

処分庁が退職手当の返納を命じた場合に、その処分に不服がある場合でございますけれ

ども、地方自治法に基づきまして不服申立てを行うことができます。具体的には、職員が処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算しまして60日以内に、私どもの場合には知事に、また政令市の県費負担教職員の場合には政令市の長に、それぞれ不服申立てをすることができるという仕組みになってございます。

また、行政事件訴訟法に基づきまして、6箇月以内に裁判所に処分の取消しの訴えを提起することも可能でございます。

高橋委員

これは全国的にも地方公務員法、今おっしゃった行政事件訴訟法ということで担保されているんだらうなということで確認をさせていただきました。

ところで、部下の教職員が非違行為を起こして、指導監督に適正を欠いていた場合、管理監督者への責任はどのように問うていくのか。これは今回の条例改正では直接には関係ありませんけれども、この考え方は何か新たなことがあるんでしょうか。

教職員課長

今回の退職手当制度に絡みまして処分の考え方が変わるということは特にございませんけれども、一般論で申し上げますと管理監督者の処分につきましては部下の非違行為、これが職務内で行われた行為につきましては、管理監督者である校長等の責任も一定程度求められる、こういうふうにございますので、これまでもそういった考え方で対応してきているところでございます。

高橋委員

そのことはまた別のところで議論させていただきたいと思いますが、今回のこの条例改正が施行されることによって、冒頭にお聞きしました不祥事の抜本的な解消に直結するかどうかということが非常に気になるところでございますが、不祥事案件があるということと、今回の条例改正ということをどのように考え合わせておられるのか確認させていただきます。

教職員課長

今回の退職手当制度の改正でございますけれども、背景といたしましては、例えば国家公務員ですと警察の職員、平成19年度にいろいろそういった、退職後に在職中の行為で懲戒処分相当に当たる行為が発覚したというようなケースがございまして、それがきっかけでこの退職手当制度のいろいろな議論がされてきた、こういった経過がございます。

今回の改正の趣旨でございますけれども、既に退職した者であっても、在職中の不祥事につきましては厳しい姿勢で臨まなければいけない、こういった考え方がございますので、一定の抑止力になるのではないかとというふうに考えてございます。

高橋委員

今の答弁につきましては、もう少し主体性が欲しいなという気がするんですけども、失礼ですけども、国でそうだったからということではなくて、本県でも平成21年度の県立高校の学校運営重点課題の一つに、たしか不祥事防止の徹底という項目があったように記憶しておりますけれども、今の答弁よりももう少し、学校現場で本当に日々いろいろな問題を抱えて苦労している方々の立場に立てば、もう少し教育委員会としては、教育局としてはもう少しこういう、条例改正でこういう動きですと、社会がこうですとということを徹底していくべきではないかと。

今の御答弁ですと、何か余り血が通っていないといたら失礼ですけども、ちょっと

それで本当に徹底されるかなと危ぐを抱いたんですが、言い過ぎでしたらごめんなさい。ちょっと再度伺っておきたいと思います。

教職員課長

私ども、こういった事故、不祥事が続いておりまして、何とかこれを根絶していきたいという思いは、教育委員会職員みんなが持っているものでございます。私どもも校長会等で事あるごとに事故、不祥事の防止、根絶につきまして具体的にお話をさせていただいて、こういった事例があったというふうな情報提供もさせていただいております。

そういった中で、今回退職手当制度が改正されるということでございますので、御議決をいただいた後に、校長会等で制度の改正の趣旨ですとか内容ですとか御説明させていただくとともに、引き続き不祥事防止、根絶に向けて訴えていきたいというふうに思っております。

高橋委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、教育委員会の点検・評価について何点か伺ってまいりたいと思ひます。

気になるのが、先週の奈良県の桜井市で起きました高校3年生の刺殺事件というのが、先週末からクローズアップされておりまして、ちょうどこの質問を考えさせていただいているときに暴力行為、不登校についてということで私自身も気になっていた矢先の事件でございましたので、非常に心を痛めているところでございます。

この教育委員会の点検・評価の資料の9ページにありますグラフ、暴力行為の内訳が気になるのですが、この内訳と、昨今DV、ドメスティック・バイオレンス、この平成13年度から法施行されて20年度改正という変遷を経ていますが、こういった交際相手からの暴力、いわゆるデートDVとかいろいろなことが言われ出しておりますけれども、こういった件数についても把握していらっしゃるでしょうか伺っておきたい。また、教育委員会として多感なこういう生徒を抱えているお立場として、解決に向けてどのようなアプローチをされているのか、併せて伺っておきます。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

暴力行為についてでございますけれども、県内の公立小中高等学校における暴力行為の発生件数でございますが、平成19年度7,354件でございます。前年比691件、10.4%の増加となっております。残念ながら調査開始以来最も多くなっております。校種別を見ても、公立小中高等学校すべてにおいて発生件数が増加をしております。

また、校種別を細かく見ますと、中学校が5,465件と全体の74.3%を占めておりまして、中学校において暴力行為が最も多くなっているという状況でございます。この理由といたしましては、この時期が思春期に当たりまして、他者との関係が不安定になった生徒が粗暴な行動をとったりする状況があるのではないかとこのように考えております。

また、本県公立学校の暴力行為の特徴でございますけれども、態様的に見た場合に、学校の備品などを壊す器物損壊の占める割合が大きいことが挙げられます。この理由といたしましては、特定の学校で例えば電灯のスイッチを壊すケースが頻発したというような状況でございます。

このような状況を踏まえて、暴力行為を未然に防止するというところでございますけれども、まず、学校におきまして児童・生徒との対話を取り入れた分かりやすい授業を展開したり、特別活動などでグループ活動を積極的に取り入れることで、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、また、道徳の時間等でも規範意識の醸成を図るなど、市町村教育委員会とも連携しながら指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、スクールカウンセラーを活用して生徒の課題をチームで受け止めて支援していく教育相談体制づくりも、暴力行為の未然防止につながるものというふうに考えております。

また、県教育委員会といたしましては、いじめ・暴力行為等防止キャンペーンにおきます児童・生徒週間の設定ですとか、いじめ・暴力行為防止のためのミニフォーラムキャラバンの実施などの施策を実施いたしまして、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る取組を着実に進めることで、暴力行為の未然防止、また減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

教育局政策企画担当課長

ただいま委員からお話のありました恋人間の暴力、いわゆるデートDVの解決に向けてどういうアプローチをやっているかというお話でございます。

私どもで昨年度、県立高校において生徒向けの講演会、これはNPOが主催して行っております。横浜市に事務所を置くこのNPO、エンパワメントかながわという法人でございまして、子供への暴力防止プログラムの提供であるとか、人権啓発事業を行っております。この団体では、講演会、いわゆるロールプレイといった手法を用いまして寸劇を演じまして、言葉による暴力等を疑似体験することによって、被害者の気持ちを理解し、人権侵害に気付くことができる、こういった参加体験型の講演会を行っております。

高橋委員

今暴力行為の内訳、件数について答えていただきました。とりわけ器物損壊のところについてお答えいただいたわけですが、対教師への暴力、また生徒間暴力、またそれ以外の対人暴力、こういったことについても気になるところであります。

今、中学生は多感な時期ということで、器物損壊のところはクローズアップされて答弁があったんですけれども、対教師、生徒間の暴力、それ以外の対人暴力はどういう状況になっているか、伺っておきたいと思えます。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

発生形態別でございますけれども、本県におきましては生徒間暴力が全体でも三十数%を占めているということで、大変多くなっている状況でございます。また、全国的に見た場合には、本県は公立7,354件ということで、全国の十数%が本県の状況であるということで、これにつきましては大変深刻な状況にあるということでございますが、ただ、県によってこの統計の取り方の部分がございまして、県によっては数十件というところもございます。そういう中では、本県はスイッチですとか細かい破損、また生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力含めた中で、細かく暴力行為を見付けているという状況があるのではないかとこのように考えております。

高橋委員

もう少し答えてほしかったんですけれども、対教師への暴力、生徒間暴力、この辺のところでは数字が欲しかったんですが、生徒間暴力につきましてはかなり多いということでありまして、器物損壊は器物損壊として、生徒間暴力というのは、これは定義がどうなっているのかという話もありますけれども、かなり多いという、全国的に比べても多いということはしっかり受け止めていくべきだろうというふうに思います。

統計の取り方について、他県が甘いと言わんばかりの答弁だったんですけれども、それはちょっと違うのではないのか。実数が出ているんですから、それはきっちり見つめて、真正面からやっぱりこれは施策に取り組んでいくべきではないかなと思います。もう一度、

対教師暴力、生徒間暴力への対応の仕方を確認しておきたいとともに、さっきいわゆるデートDVについて、政策企画担当課長からお答えいただきましたけれども、私がなぜこれを伺うかというと、このときの多感なころのいわゆる相手方への暴力、対異性への暴力というのは、やはり根絶しておかなければいけないだろうと、そういう思いで伺っているんですけれども、DVの芽はやはり小さなときに摘んでおかなければいけないだろう、こういう思いで伺っているんです。

そういった意味で、それなりに重く受け止めてアプローチしていただいているんだと思うんですが、県下の市町村にも、国が基本計画の策定とか配偶者の暴力相談支援センターの設置とか、こういうことが平成20年度の法改正で義務付けられていることを考えますと、県教育委員会としてもかなり、もう少し先行的な取組があってもいいのかなと、こんなふうに思ったところですが、併せて伺っておきたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

暴力行為の形態別の件数を3年間でお答えいたしますと、対教師暴力でございますが、平成17年度が877件、18年度が926件、19年度が915件でございます。また、生徒間暴力、これは生徒間ということは学校内の生徒、また知り合いの部分も含めてということになります。生徒間暴力が平成17年度2,928件、18年度3,209件、19年度3,499件でございます。また、対人暴力でございますが、これは生徒間ということではなくて見知らぬ人に暴力を加えるということで、こちらにつきましては平成17年度155件、18年度163件、19年度185件、また器物損壊でございますが、平成17年度2,128件、18年度2,365件、19年度2,755件ということでございまして、合計いたしますと平成17年度6,088件、18年度6,663件、19年度7,354件ということで増加をしているという状況でございます。

また、対応の仕方ということでございますけれども、私どもまずは校内で教員が対応するということが必要だと考えておりますけれども、また県警でも平成19年4月からスクールサポーターによります非行防止の取組等も行っておりますので、そういうところとも連携などする中で、暴力行為を悪いことだということを教えていきながら、減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

教育局政策企画担当課長

デートDVを、小さなうちにその芽を摘んでおくことが大事というお話がございました。

現在、県立高校におきましてはすべての生徒が、家庭科であるとか公民科の授業の中で、男女が協力して家庭を築くことの意義、あるいは人間としての生き方、在り方、こういったもの、人権にかかわる内容を学習しております。そういう中で、教育委員会といたしましても、すべての県立高校に人権学習のためのワークシート、こういったものを配布しまして、その中で、お互いを尊重した交際のために考える、こういったテーマで交際相手からの暴力について考える教材を取り上げまして、生徒自身がワークシートを通じて、こういう問題に理解を深められるような取組を行っているところでございます。

また、今年4月からすべての県立高校に配布いたしました男女平等協力推進の冊子の中で、お互いを尊重した交際のために考えるというテーマ、こういうワークシートを掲載しております。これを校内の研修などで活用することによって、教職員の意識啓発を図っていきたいというふうに考えております。

高橋委員

よろしく御対応をお願いしておきたいと思います。

また、一方で、暴力行為もそうなんです。不登校の件数も増加傾向にありまして、こ

の点検・評価表の10ページでは、不登校が大きな課題となっている4市教育委員会とありますけれども、この4市において極めて不登校が多いということなんだと思いますが、また個別にワーキング会議を持つというふうにありますけれども、どういうふうに具体的に進めているのか、併せて伺っておきたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

不登校でございますけれども、県教育委員会では不登校が大きな課題となっている4市、こちらは横須賀市、厚木市、南足柄市、小田原市とこれまで話を重ねてきております。その中で、地域に根差した不登校対策の仕組みを構築していこうというふうに考えております。

この4市を選んだ理由でございますけれども、横須賀市、厚木市、小田原市の3市につきましては、特に中学校の不登校出現率が高く、市町村教育委員会としても課題意識を強く持っていること、また、南足柄市につきましては不登校対策の取組に特徴があり、全県に普及を検討する必要があると考えられることから、取り組んでいるところでございます。具体的には、この4市と県教育委員会が協力をいたしまして、それぞれの地域特性に応じた不登校対策を、大学などとの連携も図りながら進めてまいりたいと考えておりまして、これらをモデルに効果が上がった取組につきましては、全県に発信をしてまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

今お答えいただいた4市の不登校出現率が、それぞれ分かっていたらお答えいただきたいんですけども、不登校の要因と先ほどの暴力行為といじめ、こういったものが微妙に絡まっていかなというスクランブルが気になるんですけども、この資料の中では、このグラフを見ましても、それぞれの統計の取り方なんですけども、要因分析というのが微妙に絡まってきたやしないかなというところが気になるんです。余り複雑にしてもいけないので、例えば今お答えいただいた4市は暴力行為とかいじめ件数、これらの相関はどうなっているのか、もし把握していられれば教えていただきたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

まず、4市における不登校の出現率でございますけれども、県の平均が、小学校が不登校出現率0.46%、中学校が4.02%でございます。これに対しまして横須賀市でございますが、小学校は0.47%、中学校が5.31%。南足柄市でございますが、小学校が0.30%、中学校が3.90%。小田原市でございますが、小学校が0.51%、中学校が4.47%。厚木市でございますが、小学校が0.65%、中学校が5.90%という状況でございます。

また、それぞれの関連ということでございますけれども、不登校となったきっかけと考えられる状況について調査をしたものでは、いじめがきっかけと考えられるという数値が、小学校で4.7%、中学校で6.2%、合計では5.9%という状況にございまして、ここでも不登校となるきっかけにいじめが関係をしているという状況があるものというふうに考えております。

また、いじめと暴力ということになりますけれども、暴力行為をしていじめということになれば、それはカウントされることになりますので、そこでも相関はあるのではないかなというふうに考えております。

高橋委員

やはり微妙に要因というのが絡み合っていて、結果が出ているんだなというふうに思います。何も原因がなくて結果があるということはないわけですし、その要因をどれだけ現場にい

らっしゃる教職員の皆さんはじめ、見つめていただいているかということになるんですけども、教職員の方も日ごろの、それだけお一人で多くの児童・生徒を抱えていますと、これまた大変なことだと思しますので、外部の力を借りなければいけないと。そういった意味ではスクールソーシャルワーカーですとか様々なコーディネーターですとか、場合によってはPTAまた地域の力、こういった方々を総合的にうまく活用していかなければいけないだろうなというふうに思うんです。

そこで、今回の点検・評価表の中にもスクールソーシャルワーカーの配置ということがありまして、教育相談コーディネーターの養成ということもありましたけれども、併せてスクールソーシャルワーカーの配置状況と教育相談コーディネーターの養成のねらいと、そういった方々をどう活用してどのような効果を生んでいこうとしているのか、そのねらいについても併せて伺っておきたいと思えます。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

スクールソーシャルワーカーの配置でございますけれども、これは今年度から始めた事業でございます、六つの教育事務所に各1名、合計6名を配置しているほか、私ども児童生徒指導室に1名のスーパーバイザーを配置しております。各教育事務所では、中学校区を単位といたしました重点対応地域をあらかじめ一、二箇所設定しております、配置されたスクールソーシャルワーカーは基本的にこの地域で活動を行うこととしておりますけれども、必要に応じて教育事務所管内、その他の地域でも活動を行うこととなります。

また、スーパーバイザーにつきましては、各スクールソーシャルワーカーの活動に対するスーパービジョンを行うほか、横須賀市、相模原市、また県立学校からの要請があった場合に対応することとなります。

続きまして、教育相談コーディネーターでございますけれども、教育相談コーディネーターは、支援の必要な児童・生徒に必要な支援を適切に行うために、校内の教育相談や児童・生徒支援の中核となる教員が必要であるということから、平成16年度より養成を始めたものでございます。それで、小中学校につきましては平成19年度に、県立高校については平成20年度に指名を行うとともに、継続して養成を行ってございます。

教育相談コーディネーターの効果といたしましては、生徒からの相談を担当が抱え込むことが少なくなり、医療や福祉などの外部機関などとの連携がスムーズになったなどの報告が学校からは寄せられております。県教育委員会といたしましては、教育相談コーディネーターには支援の必要な児童、生徒の把握と、支援計画の構築を行うキーパーソンとしての役割を期待しております、このスクールソーシャルワーカー、まだ人数的には少ない状況でございますけれども、こちらの活用と併せて学校内で家庭への働き掛けですとか、そこら辺の部分についての強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

もっと神奈川県教育委員会の取り組んでいるすばらしい事業のことに触れて質問を展開したいんですけども、ちょっと時間がなくて惜しいんですけども、今随分、大変御苦労されている部分から私は質問に入っていましたので、教育のもっと未来を見て、宇宙的な視野で取り組んでいる、そういう思想までなかなか展開できなかったのはちょっと残念なんです。

今日は7月7日で、正に宇宙的なことを考えるにふさわしいかなというふうに思っているんですけども、今年にはガリレオが初めて自分で作った天体望遠鏡で宇宙を見て400年で、世界天文年ということでありまして、そうやって考えると地動説、天動説ありますけれども、それでも地球は回っているという有名な言葉がありますが、やはり太陽たる教師、地球たる生徒というふうに位置付けますと、やはりお互いの存在を認め合って、大いに影響し合っていくという大変大きなとらえ方ができるのではないかなと思うんですが、今、

対教師暴力とか件数を伺ってしまいましたら、1年を300日として割り返すと、ちょっとラフなんですけれども、現場で大変な御苦労があるなど。教育現場の持っているまた課題も、件数だけ伺ってすべて分かったようなことを言うのはせん越でありますけれども、もう少し宇宙的なゆとりのある子供たちに、遠大なものの見方というんですか、7月7日、織姫、彦星が会って本当にハッピーエンドになってほしいわけなんですけれども、デートDVとか聞かなければいけない今の状況を考えてしまいますと、本当に自分でもこれはしっかり家庭教育もしていかなければ駄目だなという、自戒の念で今言い聞かせながら質問しているんです。

今日は教育委員会委員長職務代理者も御出席でございます。何かマイナス面ばかり聞いている公明党だというふうにとらえないでいただいて、そうではなくて、ここを認識してもっともっと実は一杯今日は質問を用意して、すばらしい教育実績を展開している点について伺いたかったところなんですけれども、今どういうふうに、この質疑を聞いていて、甚だ私ごときの質問で感想を求めるのは恐縮ですけれども、伺って質問を閉じたいと思います。